議会運営委員会記録

日 時	令和2年4月17日(金) 午前10時58分~午前11時14分
場所	第 5 ・第 6 委員会室
出席委員	◎日暮 栄治 ○塚本竜太郎
	議 長 石井 昭一 副議長 中島 俊
	阿比留義顯 岡田 智佳 後藤浩一郎 田中 晋 円谷 憲人 橋口 幸生 浜田智香子 平野 光一 古川 隆史 松本 寛道 山下 洋輔 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀 大橋 昌信 上橋 泉 北村 和之 桜田慎太郎 福元 愛
欠席委員	なし
説明のた め出席し た者	副市長(鬼沢 徹雄)

 \bigcirc

午前10時58分開会

〇委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。本日はお忙しいところ、急遽 お集まりいただき、ありがとうございました。

本日招集させていただきましたのは、執行部から臨時会の招集を打診されている ため、その件について御協議をいただきたいと考え開催することといたしました。

なお、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、第5、第6委員会室で開催しております。御発言の際は、マスクを御使用したまま、よろしくお願いをいたします。

○委員長 早速協議に入ります。

令和2年第1回臨時会の進め方について協議を願います。

まず、議長より説明を願います。

O議長 本日はお忙しいところ、急遽お集まりいただきましてありがとうございます。

皆様御存じのとおり新型コロナウイルスの感染については、日々状況が変化し、 感染者が増えているのが現状です。執行部より、国会で緊急経済対策を含む補正予 算が成立した際には、市も補正予算等を審議するための臨時会を招集する意向であ ると聞いており、国の動向が流動的でありますが、本日は臨時会の進め方について 検討いただくため、皆様にお集まりいただきました。御協力のほど、よろしくお願 いします。以上です。

- ○委員長 次に、副市長より説明願います。
- ○副市長 おはようございます。ただいま議長のほうから御説明がありましたとおり、国のほうで緊急経済対策に関する補正予算案が成立した場合におかれましては、本市におきましても適切な予算措置を講じなきゃならないということで、臨時議会を開催ということで今考えておりますので、こういう緊急事態宣言が出ている非常事態でございますけども、議員の皆様には招集をさせていただきますことを何とぞ御承知の上、よろしく御協力いただくことをお願い申し上げます。以上でございます。
- ○委員長 次に、事務局より説明願います。
- ○議事課長 資料の1ページでございます。臨時会の日程につきまして御説明いた します。臨時会につきましては、こちらの資料は、現状では4月28日の招集という 形の資料を作成させていただいておりますが、日程については流動的な部分がある ということでございます。

会期につきましては、これまでの例から1日間といたしております。

臨時会の付議事件につきましては、次の2ページのほうに記載をしておりますけれども、議案といたしまして、柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分、柏市国民健康保険条例の一部改正、令和2年度柏市一般会計補

正予算、令和2年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算についての4議案が予定されてございます。以上です。

- ○委員長 臨時会の会期については、先例に従い1日ということでよろしいですか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○委員長 それでは、先例に従い1日と決します。
- ○委員長 次に、臨時会の流れについて事務局より説明を願います。
- ○議事課長 臨時会の流れについて御説明いたします。

お手元の資料2ページでございます。まず、過去の臨時会の例に倣った形で申し上げますと、まず執行部と議会事務局の異動者の紹介、続いて開会、市長の招集挨拶、諸般の報告、会期の決定、会議録署名議員の指名、議案提案説明、そして質疑、委員会付託は過去の例により省略いたしまして、討論、採決、市長の閉会挨拶、閉会という流れになります。

なお、資料の中で米印を振った項目につきましては、異動者の紹介と議案の提案 説明につきましては、時間短縮及び出席者を極力少なくするという点から、省略を するかどうかについて後ほど御協議をいただきます。また、質疑につきましては、 この後、時間配分等について御協議をお願いいたします。以上です。

○委員長 臨時会の進め方の基本的な流れは、以上のとおりでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、臨時会の進め方の基本的な流れは、ただいまの説明のとおり といたします。

- ○委員長 次に、質疑方法について議長より説明を願います。
- ○議長 資料3ページ、質疑方法について説明いたします。

質疑の各会派の持ち時間に関しては、平成21年の臨時会に倣ったA案と、持ち時間を各会派20分、無所属10分としたB案を御用意いたしました。以上です。

- ○委員長 次に、質疑の詳細について事務局より説明を願います。
- ○議事課長 招集告示後のスケジュールと、議長から御説明のございました質疑の 方法について補足して御説明をいたします。

資料3ページでございます。ここでは、資料では、4月22日に国の補正予算が成立した場合に、臨時会を4月28日に開催するスケジュールで御説明をいたしますけれども、最新の報道によりましては国の補正予算の成立が30日頃というようなお話もございますので、仮に国の補正予算が30日に成立した場合には、臨時会は5月8日の金曜日になる見込みということで現在お聞きしているところでございます。

戻りまして、仮に22日の水曜日に国の補正予算が成立した場合におきましては、翌23日木曜日に臨時会が招集告示をされまして、同日に招集通知を郵送にて送付する予定です。また、同じく同日に事務局から各会派の代表者に会派内の質疑者、どなたが質疑するかを伺うと同時に、無所属の議員さんにも質疑通告の有無について

お伺いする予定です。質疑通告をされる議員さんには、お手元に配付しました別紙の質疑通告書を送らせていただきます。また、資料の関係につきましては、まず22日水曜日に会派別説明会の議案説明資料を配付します。また、24日金曜日午前10時に議案説明資料及び補正予算の概要を議員控室に配付いたします。

なお、質疑をされる議員さんにつきましては、24日金曜日の正午までに質疑通告の提出をお願いいたします。質疑の内容の執行部の聞き取りは、24日金曜日の午後から27日月曜日にかけて行われる予定です。

なお、こちらも米印を振りましたけれども、米印の会派別説明会と、また聞き取りにつきましては、どのように行うかについては、こちらも後ほどまとめて御協議をいただく予定でございます。

次に、質疑の持ち時間について御説明いたします。その下のA案とB案の2つの案を御覧いただきます。まず、A案の各会派の持ち時間につきましては、次の資料4ページ、こちら平成21年の例ですが、平成21年の臨時会の例に倣いまして、代表質問で各会派に割り当てる時間を基準に算出したものでございます。また、B案のほうは、持ち時間を各会派一律で20分、無所属議員さんは10分としたものでございます。両案に共通する事項といたしまして、その下の①から⑤のとおり、まず①、質疑の順番は、先例により大会派順としております。

- ②、こちら委員会付託を省略する見込みですので、質疑をされる議員さん御自身の所属委員会の関係する事項についても質疑をしていただくことができます。
 - ③、持ち時間は、質疑と答弁を含むものといたします。
- ④、会派の持ち時間内であれば、会派内の複数の議員さんが質疑は可能です。複数の議員さんが質疑をされる場合には、個人お一人お一人の単位で質疑を行いまして、質疑を終わられた議員さんは再度の質疑はできないという形になります。
- ⑤といたしまして、質疑の方法は3問制、または一問一答制のいずれかを選んでいただきますが、一問一答制を選択される場合は、通常の質疑並びに一般質問とは異なり、1問目から一問一答で行っていただくこととなります。また、どちらの方法を選んでいただいた場合も、質疑は登壇していただくことなしに1問目から自席で質疑を行っていただくこととなります。

なお、こちらに記載しておりませんが、一般質問ではございませんので、資料掲示のほうはないということでございます。以上です。

- ○委員長 では、質疑方法については、A案とB案のいずれかにしたいと考えますが、いかがですか。
- ○後藤 A案で。
- ○委員長 ほかの方。
- 〇渡部 Bで。
- ○委員長 ほかには御意見ありますか。A案とB案が出ましたけど、ほか。

じゃ、それではいずれかに決定しなくちゃなりませんので、まずA案についてよるしい方は挙手をしてください。

[賛成者举手]

○委員長 挙手多数でありますので、質疑方法はA案といたします。

そして、質疑をされる方は、必ず4月24日正午までに通告を願います。また、質 疑方法は、3問制、または1問目からの一問一答いずれかでお願いをいたします。

○委員長 次に、新型コロナウイルス感染拡大防止策について事務局より説明を願います。

○議事課長 新型コロナウイルス感染拡大防止策について御説明いたします。

まず、資料 5 ページ、アの議席についてでございます。こちらの図でお示ししておりますが、図の番号は、これは議席の番号ではなく、席の数が分かりやすいように1 から35番まで記入したものでございます。まず、議員さんの間の距離を保つために全席を1 席ずつ空けていただくこととし、そのためにまず通常使用していない最後列を使用するとともに、通路に 4 席、この図でいいますと 3 番の席と12番、17番、26番の席、こちらの 4 席を増設。また、議員さんと執行部の間のスペースに 7 席、こちらでいえば29、30、31、32、33、34、35のところ、こちら 7 席を増設します。執行部側は、特別職及び議案に関する理事者のみ出席し、 1 席ずつ空けて座ることとなります。マイク及びカメラの関係で、質疑をされる議員さんは増設する席には座っていただかないようにいたしまして、質疑する議員さんが確定した後に座席を決定することを考えております。また、採決の際は、本来の御自分の議席に戻っていただき、押しボタンで採決を行っていただくということを想定しております。また、氏名標については、今回は使用せず、ネームプレートを皆様御使用いただくことを考えています。

続いて、資料6ページでございます。イ、令和2年第1回定例会において取り組んだ事項についてでございます。こちらに記載いたしました各項目については、臨時会におきましても引き続き実施していく予定としてございます。

最後に、ウ、その他の取組案についてでございます。

まず、(ア)、議案会派説明につきましては、通常の口頭での説明会は実施せず、 資料配付により行うことを執行部に要請するという案でございます。必要な場合に は、議員さんから執行部に電話で問合せを行っていただければと考えております。 また、執行部に対しましては、分かりやすい資料の提供について配慮を依頼いたし ます。

次に、(イ)、質疑内容の聞き取りについてでございます。聞き取りは、通常は多くの職員が控室の前で順番を待っている状況であり、これを避けるために、まず極力質疑要旨の原稿を配付し聞き取りはしないこと、あるいは聞き取りは電話で行うように御協力をいただければと思います。また、どうしても対面で聞き取りをする場合には、委員会室等を利用していただき、広い空間で聞き取りを行うこと、また執行部職員は、順番待ちを避けることを徹底するよう執行部に要請したいと考えます。

最後に、本会議の時間短縮の案といたしまして、(ウ)でございますが、まず①、 執行部及び議会事務局の異動者の紹介を省略するというものです。

次に、②、市長提出議案の提案理由説明を省略するものです。提案理由の説明は、 会議規則上議決により省略することは可能です。

最後に、③の討論につきましては、極力行わないということにいたしまして、行 う場合にも最小限の時間とされるよう御協力をいただくという案でございます。以 上です。

- ○委員長では、新型コロナウイルス感染拡大防止策についてはいかがですか。
- ○後藤 案のとおりでよろしいかと思います。
- ○委員長 それでは、新型コロナウイルス感染拡大防止策については、ただいまの説明のとおりといたします。

○委員長 次回は5月29日午前11時から開く予定であります。また、臨時会に際し御協議をいただくことが必要な場合には随時開くことといたします。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時14分閉会